

○総務省告示第二百三十六号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第六条第四項第二号の規定に基づき、平成元年郵政省告示第四十二号（特定小電力無線局の用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年六月二十三日

総務大臣 林 芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

特定小電力無線局の電波の型式、周波数及び空中線電力は、次に掲げる用途の区分に従い、それぞれのとおりとする。

〔一〇九 略〕

十 移動体識別用又は無線電力伝送用

- 1 移動体識別用であつて周波数ホッピング方式を用いるもの

〔表略〕

- 2 移動体識別用であつて周波数ホッピング方式以外の方式を用いるもの

〔一〇〕〔二〕 略〕

3 無線電力伝送用

| 電波の型式    | 周波数                | 空中線電力  |
|----------|--------------------|--|
| N<br>NON | 九一八MHz<br>九一九・二MHz | 〇・二五ワット以下。ただし、無線設備が一の筐体に収められており、かつ、容易に開けられない構造であつて、等価平方輻射電力が二七デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下となるものにあつては〇・五ワット以下であること。 |

〔十一〕十四 略〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

〔同上〕

〔一〇九 同上〕

十 移動体識別用

- 1 周波数ホッピング方式を用いるもの

〔表同上〕

- 2 周波数ホッピング方式以外の方式を用いるもの

〔一〇〕〔二〕 同上〕

〔新設〕

〔十一〕十四 同上〕